

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年4月17日（金）11:10～11:26
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|----|--------|-------------------------------|
| 座長 | 八田 達夫 | アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表 |
| 委員 | 坂村 健 | 東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授 |
| 委員 | 原 英史 | 株式会社政策工房代表取締役社長 |

<提案者>

- | | |
|-------|----------------------|
| 林 千鶴雄 | 福島県商工労働部産業創出課長 |
| 関根 義孝 | 福島県商工労働部産業創出課主幹 |
| 鈴木 章寛 | 福島県企画調整部企画調整課主査 |
| 秋本 修 | 一般社団法人産業競争力懇談会（COCN） |

<事務局>

- | | |
|-------|---------------|
| 藤原 豊 | 内閣府地方創生推進室次長 |
| 宇野 善昌 | 内閣府地方創生推進室参事官 |
| 諸戸 修二 | 内閣府地方創生推進室参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 福島県浜通りロボット実証区域実現プロジェクト
- 3 閉会

○藤原次長 本日は福島県の方々にお出でいただいております。1月から2月にかけての募集に提案をいただきまして、そのヒアリングをさせていただきます。10分程度で御説明いただいた上で、その後、意見交換とさせていただきます。

資料、議事録は公開の扱いでよろしいでしょうか。あるいは非公開にさせていただいたほうがよろしいでしょうか。

○林課長 基本的に公開で結構なのですが、申し訳ございません。配布資料の最終の4ページの部分です。浜通りロボット実証区域一覧、こちらはまだ対象者と合意を取れ

ていないものですから、このページだけ非公開ということをお願いいたします。

○八田座長 わかりました。では、このページだけ非公開ということにさせていただきます。

○藤原次長 では、八田座長、お願いします。

○八田座長 どうもお忙しいところをお越しくださしまして、ありがとうございました。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○林課長 私、福島県産業創出課の課長をしております林と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。

1 ページ、今回の我々が提案させていただきます「福島県浜通りロボット実証区域実現プロジェクト」、こちらの狙いというところがございます。一番上に記載させていただいておりますが、この1月にロボット革命実現会議でロボット新戦略というものが制定されました。こちらのほうで、総理大臣から、福島県に新たなロボット実証フィールドを設けると。そこで日本全国からロボット開発に挑戦する方々を募って、次世代ロボットの実証拠点とするというお言葉をいただきました。そのもとでロボット実証区域の設定をするという中身をロボット新戦略に記載していただきました。

現在、この左下に記載しております福島浜通りロボット実証区域、こちらは4月から応募を始めてございます。先ほど非公開でとお話し申し上げましたのは、応募の状況の部分でございます。このロボット実証区域そのものは規制の緩和等ではなくて、現在の今ある施設を使って、今ある規制のものでやりましょうという形になってございます。今あるところできるところからロボットを使っていけるような場所を提供いたしましよという仕組みでございます。

ロボット開発の事業者、企業、大学の皆様方から、フロー図を記載しておりますけれども、まず我々のほうから公募いたしまして、応募をいただいて、それを今度、福島県内の市町村、浜通り、沿岸部の市町村に、こういった施設を使いたいという事業者がいますが、使えるような施設はありませんかという投げかけをいたしまして、マッチングをしていくという中身でございます。

この事務局につきましては、具体的には経済産業省の産業機械課、内閣府の原子力災害対策本部の原子力被災者生活支援チーム、それから我々福島県がタッグを組みまして事務局を作るという形でやっております。

4月から募集をした段階で、先ほどの4ページにありますように現在10テーマほどが既に応募されているところがございます。実証区域はあくまでまだ取っかかりというところでございます。右のほうにございますイノベーション・コースト構想の検討に向けて、今、国と県とで色々検討しているところがございます。この構想そのものは福島県の原子力災害で被害を受けた福島県の特に浜通りを復興するために、特にロボットに関する拠点を置いていきたいと思いますという中身でございます。そのいくつかある拠点の中の一つがロボ

ットテストフィールドというものでございまして、役割等を記載しておりますが、研究開発をして、実証をして、さらにはそのオペレーター、ロボットを使う人の養成研修とかもやっていきたいと思いますという中身でございます。

先般、3月31日に中間整理というものが出されましたが、その中で、例えばこういった中身、施設であろうといったものが出されましたのが、この図に描いてあります陸上フィールド。これは500m四方ぐらい、それから、数km四方ぐらいの空域をつくってはどうかと、ドローン等の実証もやれるようにしようという中身でございます。

規制緩和等を実際にやった上でこういうテストフィールドを使えるようにしないとかなかなか動けないわけでございますけれども、一体どういった規制を緩和していったらいいのかというものにつきまして、今、先行して既に着手しております左側のロボット実証区域のほうで具体的な事例を積み上げながら、このテストフィールドにもフィードバックしていきたいと思いますという中身でございます。

前置きが長くなって申し訳ございませんが、そういった中で、今回、近未来実証特区について我々が提案させていただきますのが、現在実証区域を規制がある中でやっておりますけれども、それをさらに先取りして規制を緩和していただいて、ロボット実証区域のスキームをさらに活用していきながら、福島県の浜通り地域におきましてロボットの実証をより効率的にできるような取組をさせていただけないかといったものでございます。

それに当たりまして、一つは、なぜこの地域なのかということは、原発被災地域で一番被害が多かった浜通り、そういう福島復興の意味合いというものが一つあります。

もう一つ、後ほど具体的な事例でも申し上げますけれども、実際この地域で放射線量の測定とか、いまだに住民が入れない特に山林地域等の放射線量を測るのはなかなか難しいところがあって、航空機等で調査するニーズがあるといったこと。

もう一つが、残念ながらというところがございますけれども、実際、人が住めない帰還困難区域というのが広がっております。そういった意味で、特に航空機、あるいは無人機を使ったようなテストもやりやすいという実際のポテンシャルもある。ニーズとポテンシャルの両方があるといった意味合いで、この地域を提案させていただいているところでございます。

続きまして、2ページを御覧いただきまして、具体的にどういったところの規制緩和をお願いしたいのかというところでございます。

3点、提案させていただいておりますが、1点目が、道路交通法77条1項の道路の使用の許可というところでございます。道路等を使う場合には、その都度、許可申請をすることが必要となってございますけれども、例えば、この写真に記載させていただいておりますが、現在、JAEAで実証区域の公募をしていただいている具体案でございます。無人機を飛ばす実証試験をやりたいという御提案をいただいておりますけれども、滑走路が必要であると。滑走路としては、6m幅の300mぐらいの長さのものが必要だということがございますが、そういったところにこの区域の一般の道路を使わせていただければ、より効率的な

研究開発ができるであろうと。ほかに、道路、橋梁などの磁石がくっついた形でインフラ点検ロボットでございますけれども、こういったものも今後、応募していただけると期待しているものでございます。

二つ目、電波法4条各号の部分でございますけれども、無線局の開設というところでございます。こちらにつきまして、原則、無線局を開設するときは総務大臣の免許を受けなければならないということでございますけれども、一定の周波数で一定の空中線電力以下のものであれば免許が要らないということになっておりますが、免許を受けなくてもいい空中線電力のレベルが低いということがございまして、実際にはなかなか、特に遠距離に無線でロボットを飛ばそうとした場合にはそれだけ強い空中線電力を飛ばさなければならぬ。そうすると、数多く無線局を置くのかと。コストもかかるということもございまして、なかなかロボットの開発もしづらくなるということがございます。そうした中で、今の最低レベルの空中線電力のレベルをちょっと上げていただけないでしょうかと。それによって、ロボットの開発を促進させたいというものでございます。

具体的な例といたしまして、JAEAのほうでこちらも御提案いただいているものでございますけれども、海洋沿岸で無人航行して、これは特に海中の放射線量を連続計測するといった取組をやろうということで御提案いただいております。こういったものをより円滑にできるようにという意味合いでございます。また、次のページにも出てまいりますけれども、小型の無人飛行機、あるいはヘリコプターを飛ばす場合にも、無線の制限について緩和していただけると大変ありがたいというものであります。

最後、3ページであります。航空ロボットに関しまして、航空法99条の2、施行規則209条の3、209条の4に関しましての規制を緩和していただけないかというものでございます。これは通常のところではいきますと、250m以上の場合に通報が必要ですか、航空路内ですと150m以上の場合に通報が必要であるといったことなどがございますけれども、これについて、その都度申請するのではなくて、包括的にその区域の使用の許可の申請をすることを認めていただけないでしょうかというものであります。右下の四角で囲んでいるところでございますけれども、できれば一括で使用許可をいただいた上で、AIP（航空路誌補足版）とございますけれども、福島の浜通り、一定の地域につきましてはロボットを使うのですよといった形で前もって地図に落としをいただけて、円滑に航空ロボットの実証実験ができるような形にいただけないでしょうかという中身でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問を。

○坂村委員 ちょっと確認なのですが、今ここでこういうことをやりたいと言っているところは人がもう住んでいないのですね。今この三つやろうというのは、どなたかここに住人がいるところなのですか。これは確認なのですが、これは地域指定ですね。ここということであるわけであって、何も福島県全域でやろうと言っているわけではなくて、特定の地域で、指定された地域でやるわけですね。そのところには今、人は住んで

いないのですね。

○林課長 住んでいないところと住んでいるところと両方ございます。先ほど実証区域のスキームを使いながらやらせていただきたいと申しあげました。その際に、市町村のほうで、その町の中でも帰還困難区域、住めない場所、あるいは居住制限区域になっているところと実際に住める場所と両方ございます。広範囲の帰還困難区域等を有する市町村につきまして、具体的にここからここまでの地域の空を飛んでもいいようにするとか、あるいは道路の場合には、この道路のここからここまでを使っていいよと。大きく枠は、この地域を第一次的な対象としてございますけれども、具体的にどの地域というところにつきましては、各市町村とさらに詰めた上で絞り込みをさせていただきたいと思っております。

○坂村委員 基本的に住民の方がいないところでこういうことをやるというのは、私は非常にいいと思うのです。しかも、そこは住んでいないのだから、道路をこういうことに使ったっていいのではないかと思うし、それも一括で申請するのはいいと思うのですけれども、住民の方がもしもいらした場合には、その方たちが同意しないで無理やりやるというのは、いくら特区だからといたって無理ですね。ですから、私が気になるのはそこだけです。

特に福島県は大変な問題を抱えていらっしゃるのによくわかるし、このよう企業がここに来て色々なことをやってくれるのは非常にいいことだと思うので、人が住んでいないところでこれをやるなら一括でやるとか、あらゆることをやって、これは特区の正しい活用法かなと思います。

そこでこういうことをやって、研究者たちがそこに行ってフィールド実験して、最高の技術ができるというのは非常にいいことだと思います。道路をこういうことに使うにしても、できるだけ早くこういうことが実験できる区域を作ればいいと私は思いました。

ただ、人間の住んでいらっしゃるところで、これを福島だからいいというわけにはいかなくて、そうするとかえって逆効果になってしまって、戻ろうと思っているのに、こんなものがあつたのでは危なくて帰れないということになってしまうから、気になるのはそこだけです。

○林課長 ありがとうございます。

おっしゃるとおりでございます。そこにつきましては、実際にその町村も間に入っていて、住民の方々の了解も得た上で、当然、具体的な場所を設定する場合にはやらせていただくようになると思います。

○八田座長 今の確認ですが、まず住んでいないところだけに限るということではダメなのですか。

○坂村委員 まず住んでいないところでやればいいではないですか。

○八田座長 どういう支障があるのですか。

○林課長 特区ということになれば、そういうことだと思います。ただ、実際に人が、居住制限にまでなっていないものの、ロボットの中身によりまして、例えば、インフラの整備ロボット、点検ロボットとなりますと、かなり場所を絞り込んだところでも実際にやれ

ます。

○八田座長 そうすると、要するに、ドローンに関しては人が住んでいないところに限っても問題ないということですね。そして、インフラの整備みたいなことについては、点検の一定の時間を限ってやるということですね。

○林課長 そういうことです。

○八田座長 それならわかりました。

ほかにありますか。

それでは、理解いたしました。どうもありがとうございました。